# 日進笠寺山地区計画ガイド



日 進 市

## 日進笠寺山地区計画のあらまし

日進市折戸町笠寺山地区は市街化調整区域です。

市街化調整区域にも規制が設けられていますが、住宅地として周辺の街並みと 調和した低層住宅の良好な住環境を形成し、維持・保全を図るため、以下のまち づくりのルールを設けます。

なお、それぞれのルールの詳しい内容は、次ページ以降を参考にして下さい。

#### 建築物の敷地の最低限度

・建築物の敷地の最低規模を定める ことにより、ゆとりのある住環境 を創出します。

【A·B地区】

敷地の最低面積 180㎡

#### 壁面の位置の制限

・建築物の壁面を境界から一定以上 の間隔を空けて建築することに よって、ゆとりある住環境を形成 します。

【A·B地区】

隣地境界線及び道路境界線から の後退距離 1.0m以上

#### 建築物の高さ制限

・建築物の最高高さを制限することによって、良好な住環境を形成します。

【A·B地区】

最高高さ 10 m以下

#### 建築物の用途の制限

- ・右ページのまちづくりの方針に基 づいた建築物の用途の制限を行 います。
  - \*制限内容の詳細については 6ページをご覧下さい。

## まちづくりの方針

・土地利用方針をふまえて、A・Bの2地区に区分し、まちづくりの方針を 定めます。

区分	まちづくりの方針	面積	建蔽率	容積率
A地区	戸建て住宅を中心とする閑	2. 1 h a	60%	100%
	静な低層住宅地区とする。			
B地区	地域に必要な施設を設ける	0.04ha	60%	100%
	地区とする。			



## 建築物の容積率の最高限度(対象地区:全ての地区)

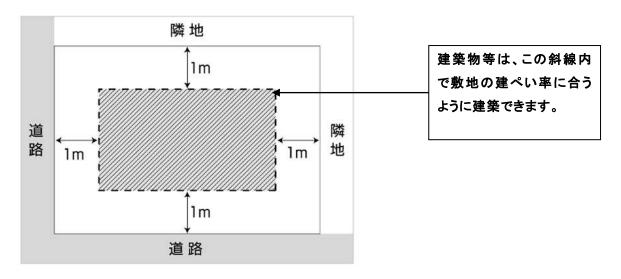
・ ゆとりある街並みを創出するために、容積率の最高限度を100%とします。

## 建築物の敷地の最低限度(対象地区:全ての地区)

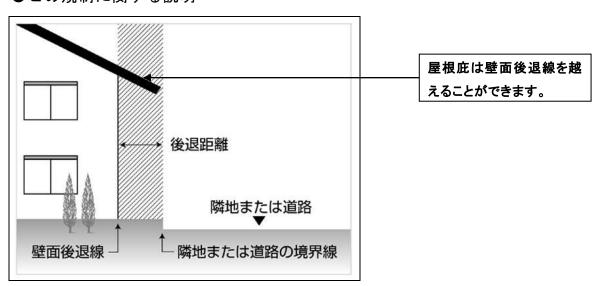
ゆとりのある空間を創出するために敷地の最低面積は、180㎡とします。

### 壁面の位置の制限(対象地区:全ての地区)

・ ゆとりある住環境をつくり出すために、建築物の壁面から道路境界線、隣地境 界線までの距離は<u>1 m</u>以上とします。(建築物の用途等により特例があります。)



#### ●この規制に関する説明

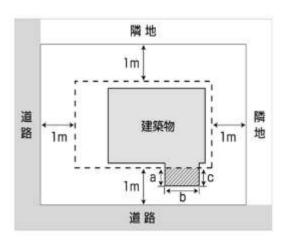


境界線からの後退距離とは、建築物の壁面または、これに代わる柱の面まで の距離であり、壁や柱の芯までの距離ではありません。

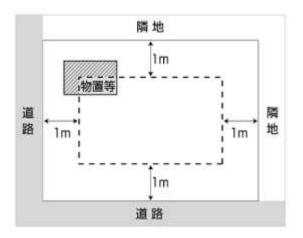
なお、建築物の附属部分で出窓(床面積に算入されるものを除く)、ベランダ、 その他これらに類するものは、この規制から除きます。

#### 《特例》

・斜線部の外壁の長さの合計が3m以下の場合(a+b+c≤3m)

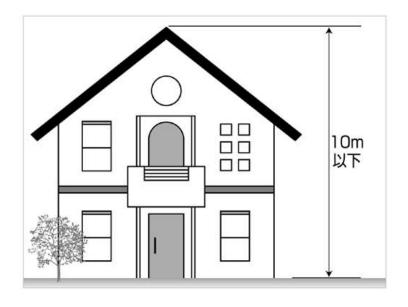


・物置、車庫等の建築物で、軒高が2.5m 以下で、かつ壁面後退線を超える部分の床 面積(斜線部)の合計が10㎡以下のもの



## 建築物の高さの制限(対象地区:全ての地区)

・ 良好な住環境を形成するために、建築物の高さの最高限度は<u>10m以下</u>とします。

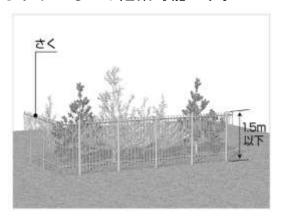


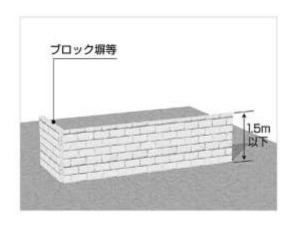
## 建築物等の形態又は意匠の制限(対象地区:全ての地区)

・ 建築物の屋根及び外壁等は周辺の環境に調和して落ち着いた色調とします。

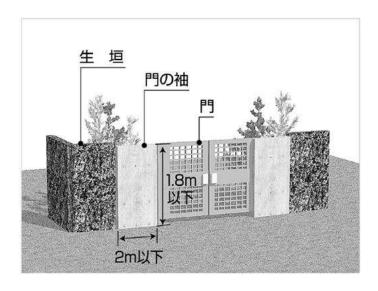
## 垣又はさくの構造の制限(対象地区:全ての地区)

- 敷地内に垣又はさくを設置する場合は次のいずれかによることとします。
- ①生垣
- ②高さ(敷地地盤面からの高さをいう。)が1.5m以下
- ●以下のものは建築可能です。





\* ただし、袖の長さが左右それぞれ2メートルまでの門及び門に附属する塀にあっては1.8メートル以下とすることができます。



## 名古屋都市計画 日進笠寺山地区計画

	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。		
	【A地区】		
	1. 戸建専用住宅又は長屋住宅で戸数二戸以下のもの		
	2. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので建築基準法		
	施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の4		
建築物等の用途の制限	で定める公益上必要な建築物		
	3. 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除		
	⟨。)		
	【B地区】		
	1. 集会所、管理組合事務所又は地域し尿処理施設		
	2. 前号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除		
	<₀)		
建築物の延べ面積の敷地面積	10//010		
に対する割合の最高限度	10分の10		
建築物の敷地面積の最低限度	180m²		
	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地階が設けられている部分		
	の地階部分を除く。以下「外壁等」という。)から隣地境界線及び道路境		
	界線までの距離(以下「後退距離」という。)は1メートル以上とする。		
	ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。		
	1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下		
壁面の位置の制限	の建築物又は建築物の部分		
	2. 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さの合計が		
	2. 5メートル以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面		
	積の合計が10平方メートル以内の建築物の部分		
	3. 建築物の附属部分等で出窓(床面積に算入されるものを除く。)、べ		
	ランダその他これらに類するもの		
建築物の高さの最高限度	10メートル		
建築物等の形態又は意匠の制	建築物の屋根及び外壁等は周辺の環境に調和して落ち着いた色調と		
限	する。		
	敷地内に垣又はさくを設置する場合は、次の各号のいずれかによるも		
	のとする。		
垣又はさくの構造の制限	1. 生垣		
型入I&C\W博型U削収	2. 高さ(敷地地盤面からの高さをいう。)が1.5メートル以下のもの		
	ただし、袖の長さが左右それぞれ2メートルまでの門及び門に附属す		

注:この地区の建蔽率は60%です。

### 手続きの流れ

日進笠寺山地区計画内で建築等に関する行為を行う際には、以下のような手続き が必要になります。

#### ① 届け出の必要な行為

- (1) 土地区画形質の変更
- (2) 建築物の建築又は工作物の建設
- (3) 建築物等の用途の変更
- (4) 建築物等の形態又は意匠の変更

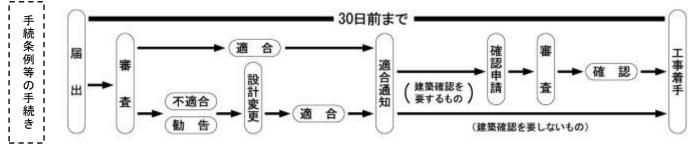
#### ② 届け出に必要な添付図書(正・副各一部)

- ・位置図 方位、道路及び目標となる地物を表示す る縮尺 1/2500 以上のもの
- ・公図 申請に必要な地番及び周辺道路地番の表示されたもの
- ・配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図で縮尺 1/100 以上のもの
- ・平面図 建築物の各階平面図で縮尺 1/50 以上の もの
- ・立面図 2 面以上の建築物又は工作物の立面図で 縮尺 1/50 以上のもの



\*地区計画の届出書と同時期に日進市開発等事業に関する手続条例に関する書類「(特定:事前協議書、小規模:事業届出書)」を提出して下さい。

## ③ 届け出の手続き



\*日進市開発等事業に関する手続条例についての詳細は日進市役所都市計画課にご相談ください。

#### 地区計画に関するお問い合わせ

日進市役所 都市計画課

〒470-0192 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地 TEL0561-73-4139